

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）  
第2部第3章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」  
関係部分抜粋  
（本文 P. 58～P. 66）

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

### （10）スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

#### 【政策目標】

国民がスポーツに親しむ上で不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。

#### ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

##### [現状]

- ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」<sup>62</sup>や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了させた<sup>63</sup>。
- ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
- ・ オープンスペース等を活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、PPP<sup>64</sup>等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
- ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ（量・質）の変化に応じた計画的なストックマネジメント<sup>65</sup>の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

##### [今後の施策目標]

- ✓ ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポー

<sup>62</sup> 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

<sup>63</sup> 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

<sup>64</sup> PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

<sup>65</sup> 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

ツ環境の量的・質的充実を図る。

その結果として、対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率を令和8年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。

[具体的施策]

(スポーツ施設の全体最適化)

ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

(「量」的充実)

イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。

ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫により創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。

エ 国は、JSPO・JPSSA等と連携して、国民体育大会（国民スポーツ大会）、全国障害者スポーツ大会等の各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にNF・PF等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P.31)

【再掲部分引用】：：

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[具体的施策]

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率

的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

・・

（「質」的充実）

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式（P F S / S I B）<sup>66</sup>の導入等の多様なP P P等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

ク 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化等の自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：（１）「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」エ・オ（P.34）

【再掲部分引用】・・

（１）多様な主体におけるスポーツの機会創出

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[具体的施策]

エ 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。

オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。

・・

② 地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラ

<sup>66</sup> 成果連動型民間委託契約方式（P F S（Pay For Success））とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。S I B（Social Impact Bond）とは、P F Sによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

ブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部署同士の連携を図る必要がある。

- ・ 地域スポーツコミッション等の既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。(再掲)

#### [今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

#### [具体的施策]

ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッション等の既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の連携を促進する。

イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安全・安心かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。

ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織<sup>67</sup>が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会

<sup>67</sup> 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。

カ J S P Oは、「地域スポーツクラブ（仮称）」の枠組み<sup>68</sup>の下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。

キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

### ③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

#### a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

[現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各NFは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

[今後の施策目標]

- ✓ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行していくことを推進する。

[具体的施策]

ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各NFに対して組織運営に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する普及啓発等を通じて全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。

イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に関する計画（競技団体横断的な計画を含む。）策定が統括団体によるコンサルティング等によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

#### b. アスリートのキャリア形成

[現状]

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。

<sup>68</sup> J S P Oにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと。

- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、NF等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援<sup>69</sup>に積極的に取り組むNFはいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

#### [今後の施策目標]

- ✓ 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。

#### [具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。
- イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、スポーツ分野だけにとどまらず、スポーツ関連分野、さらには全くスポーツに関係しない新たな分野におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートや指導者等に対して、セミナー等を通じて広く情報提供を行い、多様な分野におけるアスリートのキャリア創出を促進する。
- ウ 国は、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にあるセカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やスポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するアスリート派遣事業等を通して拡大する。

#### c. スポーツ指導者の育成

##### [現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要である。

#### [今後の施策目標]

<sup>69</sup> 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、J S P O、J P S A、J O C、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、J S P Oが実施する公認スポーツ指導者制度及びJ P S Aが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJ O Cナショナルコーチアカデミー事業<sup>70</sup>の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。
- イ J S P Oは、国の支援を受けつつ、N F等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。
- オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。J P S Aは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。
- カ 国は、N F等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、J S P O等と連携し、女性の健康課題等に関する指導者への理解促進や女性のスポーツ実施に係る指導に精通した指導者養成支援等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないN Fがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。(再掲)
- ・ 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要である。

<sup>70</sup> 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。





ケ 国は、JSC、JOC、JPC、JSPO、NF、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度<sup>42</sup>等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

・・

#### e. スポーツ推進委員の有効活用

##### [現状]

- ・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない<sup>73</sup>。  
また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している<sup>74</sup>。

##### [今後の施策目標]

- ✓ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✓ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

##### [具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。

<sup>73</sup> スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）」の割合は48.8%にとどまっている。

<sup>74</sup> スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が63.8%と高く、認知度が低いがゆえに「引き受けてくれる人がいない（成り手不足）」が71.0%となっている。